

「城端まちづくり協議会」だより Vol. 14

令和2年7月25日発行

発行 城端まちづくり協議会
城端交流センター
(城端勤労青少年ホーム内)

TEL/FAX 0763-62-1066

メールアドレス jouhana.kmn@gmail.com



行事報告(6～7月)・予定

【環境・土木部会】

環境土木ー4 「地畠元池の草刈」

日時： 7月5日(日) 6:00～7:00 参加者数：26名

場所： 地畠元池(南町地内)

地畠元池は、国道304号線沿いの南町地内(城端郵便局-城端中学校前交差点)にある城端地区の防火用水のため池です。

同行事は平成23年度から毎年実施している行事で、13ヶ町内から2～3名参加いただき、元池周囲の草刈(草刈機、人力)を実施しました。



環境土木ー5 「なんとの日クリーン運動」

日時： 7月5日(日) (7:00)～12:00 参加者数：町内清掃 200人以上

場所： 13ヶ町内、城端善徳寺境内 善徳寺清掃 147人

「なんとの日(7月10日)」のクリーン運動として、13ヶ町内清掃及び善徳寺境内の清掃を行ないました。参加者の皆様、お疲れ様でした。

13ヶ町内清掃では、各町内の実態に合わせ、道路(歩道部)、公民館周り、神社等それぞれのごみ拾い、草刈などの清掃を行ないました。



引き続き、善徳寺境内の清掃として、各町内分担で草刈、落ち葉拾いなどの清掃を行ないました。



環境土木－6 「国道304号線 歩道/国道境界部の 反射板の修繕」

国道304号線 出丸坂交差点から南町の歩道/国道境界部の反射板の修繕対応していただきました。

国道304号は交通量が多く、車両速度も速いことから事故が多く確認されている路線です。

交通ルールを守り、事故のないように留意ください。



【教育・文化部会】

第1回 教育文化部会を7月10日(城端勤労青少年ホーム、19～、出席者：20名)に開催した結果、本年度の行事・イベント等について、9月末までは原則中止とし、9月中旬時点でコロナ等の状況を踏まえて、見直すこととしました。

【福祉・健康部会】

福祉健康－2

「城端地区敬老会」「合同サロン」中止のお知らせ

福祉・健康部会を7月20日(城端勤労青少年ホーム、19～、出席者：12名)に開催した結果、「城端地区敬老会」「合同サロン」を中止とし、11月中旬時点でコロナ等の状況を踏まえて、再度見直すこととしました。



福祉健康－3 「特別定額給付金」の申請はお済ですか？

「特別定額給付金」の振り込みはありましたか？

城端まちづくり協議会では、各町内の区長、民生委員・児童委員等の協力を得て、申請手続きの支援(必要に応じて代筆)協力を行ってまいりました。

特別給付金の振込に関しては、事前に南砺市から「**特別定額給付金 支給決通知書**」が郵送されてきます(支給日、支給額など記載)。

申請したのにまだ支給決定書が届いていない方は、各町内の区長、民生・児童委員、南砺市地域包括ケアセンター 特別定額給付金問い合わせ窓口 ☎82-4678 までご相談ください。

【防犯・安全部会】

防犯安全ー2 「自主避難訓練 及び 防災訓練」 (予定)

日 時： 8月30日(日) 8:00～12:00

過年度の反省を考慮し、以下の「自主避難訓練」と「防災訓練」を予定しています。

避難訓練



【自主避難訓練】

①安否確認方法の見直し

安否未確認者ゼロを目標として、各町内の安否確認方法を見直し、一次避難場所への参加者、安否確認者数、安否未確認者数などを集計・報告する方法を予定します。また、事前に設定した二次避難所・二次避難場所の確認および移動経路の確認を行います。

②昨年に引き続き、「南砺市防災アプリ」による情報伝達訓練の実施

事前の別日に「南砺市防災アプリ」に関する研修会を行った後、「南砺市防災アプリ」を活用した情報伝達訓練を実施予定です。

【防災訓練】

①消火栓の取扱・放水訓練

該当町内に消防団が出向き、消火栓周辺の住民を対象とした訓練予定です。



②消火器(水)による消火訓練

①の町内の女性の方を主体とした消火器(水)による消火訓練を実施予定です。

令和2年7月1日より福光統合庁舎の開庁

令和2年7月1日より既存4庁舎に分散していた行政機能を福光庁舎(本館/別館)1か所に集約し、南砺市統合庁舎として開庁しました。本館入口には、「コンシェルジュ」が配置され、来庁者の様々な要望・案内に対応しています。

従来までの城端行政センターは、「**城端市民センター**」として、生活に関する身近な手続きができるサービス拠点として維持されます。具体的な業務は以下の通りです。

- ・各種届出および発行に関すること(戸籍、住民票、印鑑証明など)
- ・児童育成に関する手続き(児童手当、こども医療など)
- ・福祉に関する手続き(介護保険、障害者手帳、高齢者サービスなど)
- ・市税や上下水道料金等の納付手続きなど

「新しい生活様式」の実践例

(厚生労働省)

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症専門会議(5月4日)を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例を提示しました。

以下を参考に、ご自身や周りの方、地域を感染拡大から守るため、ご自身の生活に合った生活様式を実践してはいかがでしょうか。

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m(最低1m)** 空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避(**密集、密接、密閉**)
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成